

平成19年度

社会保険事業計画  
(案)

— (抜粋) —

社会保険庁

- ※1 各項目中の【目標】及び〔数値目標〕については、今後、厚生労働省から示されるものであり、変更が有り得る。
- 2 「Ⅱ 実施計画」中の下線部分が平成18年度社会保険事業計画からの主な変更・追加事項である。



## 事業運営方針

平成16年7月に開始した社会保険庁改革は、本夏で3年を経過する。

平成16年夏から「社会保険庁改革推進本部」を発足させ、様々な事業運営上の諸問題に対し、80項目の「緊急対応プログラム」をとりまとめ、①国民サービスの向上、②予算執行の透明性の確保、③個人情報保護の徹底、④保険料徴収の徹底、⑤組織の改革の5本柱の業務改革を開始した。

また、その後、平成17年度から平成19年度までの3年間を「改革のセカンドステージ」と位置づけ、平成17年9月にとりまとめた「業務改革プログラム」に基づく各般にわたる取組を推進してきた。

これにより、例えば、年金相談のサービス改善については、相談時間の延長や休日相談の実施、待ち時間の短縮、ねんきんダイヤルの実施、インターネットを活用した年金個人情報提供などが図られ、保険料の収納対策については、コンビニやインターネットの活用などの納めやすい環境整備とともに、所得情報を活用した強制徴収や免除勧奨により、平成17年度の国民年金保険料収納率は、対前年同期比3.5%増の67.1%に改善するなど、一定の改革の成果は現れつつある。

平成19年度事業計画においても、業務改革プログラムに掲げた次の到達目標に向け、改革の取組を進める。

この際、社会保険庁の第一線機関である社会保険事務所と社会保険事務局においては、とりわけ、国民年金の保険料の収納率の向上対策を最優先の課題として、全力を注ぐこととする。

また、平成19年度からは、いわゆる団塊の世代の大量退職に伴い、年金相談等の業務の増加が見込まれることから、これに対する的確な対応に努める。

### 【業務改革プログラムに掲げた業務改革の到達目標】

#### ①<法令に則った業務執行の徹底>

コンプライアンスの確立された業務執行体制を早急に整備する。

(到達目標)

- 職員一人一人について、社会保険制度に対する深い理解に基づく法令遵守意識の徹底を図る。
- 不適正処理の防止及び早期発見が可能となるチェックシステムを整備し、適正な事務処理を確保する。
- 不適正処理の早期発見及び是正を重視した実効性の高い監査業務を展開する。
- 組織内の日常的な業務執行ルールを確立・徹底する。

## ②<国民サービスの向上>

行政サービスのトップランナーとなるべく、国民のニーズに的確に対応した、よりきめ細やかで迅速なサービスの提供を実現する。

(到達目標)

- お客様の声に対応したサービス改善を継続的に推進する仕組みを整備し、高い満足度を得られるサービスを実現する。
- 社会保険事務所等に直接お越しいただかなくても年金相談の目的が果たせるよう、電話応答率の向上や年金個人情報提供の充実等に取り組む。
- すべての国民が年金相談及び年金電話相談に満足できるものとなるよう、質の向上を図る。
- すべての被保険者及び年金受給者の記録の整備・管理を確実に行う。
- 全国のどの社会保険事務所等を利用した場合にも、迅速なサービスが確実に提供される体制を確立する。
- 全国のどの社会保険事務所等を利用した場合にも、全国共通の事務処理によるサービスが提供されるよう標準化の推進を図る。
- 定型的な業務の外部委託の徹底及び届書等の電子申請・磁気媒体化の推進による事務処理の効率化を図る。
- お客様の利便性の向上と効果的な業務の展開を図るため、社会保険事務所の配置等の見直しを行う。
- 全国健康保険協会の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の状況や利用者の声を反映した効果的な保健事業や情報提供の充実など被保険者サービスの向上を図るとともに、新たな事務処理体制の基盤を構築する。
- 企業において効率的に社会保険事務が実施されるための対応を推進する。

## ③<年金制度の周知徹底>

公的年金の意義・役割・有利性を分かりやすくお伝えし、公的年金に対する国民の幅広い理解を得る。

(到達目標)

- 創意工夫を凝らした年金広報・教育を推進し、国民の皆様の年金制度への理解を深める。
- 年金の受給権を確保するとともに、年金の低額化を防止する。

## ④<保険料収納率の向上>

負担能力に応じた公平な保険料負担を徹底し、公的年金制度の安定的な運営を図るための対策を強化する。

(到達目標)

- 所得情報等を活用した未納者に対する効率的・効果的な納付督促を展開するとともに、「量」重視から「質と量」を重視した収納対策への転換を図る。

- 強制徴収対象者の60万人への拡大及び徴収体制の抜本的な強化を図る。
- 保険料を納めやすい環境づくりを推進し、収納率の向上を図る。
- 民間のノウハウとの組み合わせにより、効率的で質の高い業務の実現を図る。
- 免除等申請者の手続負担の軽減を図るとともに、免除等を受けることが可能な者の申請漏れを防止する。
- 市町村・事業主・関係団体及び関係制度との新たな協力・連携体制を確立する。
- 厚生年金保険・健康保険の未適用事業所について、厳格・適正な適用を推進し、保険料負担の公平性を確保する。
- 労働保険との徴収事務の一元化を推進する。

#### ⑤<予算執行の無駄の排除>

最も無駄のない役所を実現する。

(到達目標)

- 効率性・透明性・厳格性が徹底された会計の仕組み・予算執行を確立する。
- システムの刷新、調達方式の見直し等により、システム関連のトータルコスト(初期コスト+ランニングコスト×耐用年数)の低減及び業務運営の合理化を図る。

#### ⑥<個人情報保護の徹底>

個人情報保護への認識が徹底された職場を実現する。

(到達目標)

- 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現する。

#### ⑦<意識改革の徹底>

業務改革・組織改革を着実に実行するための基盤となる職員一人ひとりの意識改革を実現する。

(到達目標)

- すべての職員が改革意識を有する組織を実現する。

#### ⑧<能力重視の人事政策の断行>

(到達目標)

- 能力本位で広域的な人事を行い、ガバナンスの利いた組織を実現する。

一方、社会保険庁の組織形態の抜本改革については、内閣官房長官主宰の「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」及び厚生労働大臣主宰の「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」のとりまとめに沿って、平成18年の通常国会に、社会保険庁を廃止して国家行政組織法の特別の機関である「ねんきん事業機構」を設置する等の社会保険庁改革関連二法案を提出した。

しかしながら、国会審議の途上で、国民年金保険料の免除等に係る不適正な事務処理の問題が明らかとなり、国民の信頼を再び大きく損ねる事態となった。このため、与党内で改めて議論が生じ、関連二法案は、秋の臨時国会で審議未了廃案となるとともに、与党において新たな改革案がとりまとめられ、公的年金に係る財政責任・管理運営責任は国が担いつつ、その運営に関する業務を新たに非公務員型の公的新法人を設けて行わせることとなり、平成19年の通常国会に新たな法案を提出することとなった。

一方、政府管掌健康保険の運営を平成20年10月から切り離して全国健康保険協会（非公務員型公法人）を設置することについては、平成18年の通常国会で、健康保険法等の一部を改正する法律により成立している。

また、船員保険制度については、平成22年に労働者災害補償保険及び雇用保険への統合、全国健康保険協会への移管を柱とした改正法案が平成19年の通常国会に提出される。社会保険庁においては、制度の円滑な移行に向けて関係省庁及び関係部局との調整等の準備を進める。

国民の信頼に応えられる新たな組織の設立に向け、鋭意準備を進めるとともに、新組織移行までの間に、ガバナンスの強化や職員の意識改革に取り組むこととする。

## 1. 適用事務に関する事項

### (1) 国民年金の適用の適正化

【略】

### (2) 厚生年金・健康保険・船員保険の適用の適正化

【目標】厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。

〔数値目標〕適用事業所数に対する事業所調査件数（資格に関する調査を行ったもの）の割合：4分の1以上  
注）未適用事業所に対して立入検査をした件数を含む。

【計画】

#### ① 未適用事業所の適用促進

ア 雇用保険の適用事業所情報、新規設立法人情報や関係機関からの情報等を活用し、未適用事業所を把握する。

イ 一定規模以上の従業員を使用する未適用事業所を対象として、重点的な加入指導を行うとともに、職権適用を実施する。また、一定規模以上については、次のとおり拡大する。

	平成19年度	平成18年度	平成17年度
重点的な加入指導対象	10人以上	10人以上	15人以上
職権適用対象	10人以上	15人以上	20人以上

※19年度の重点的な加入指導対象には、10人未満の事業所でも外部からの情報提供等により把握した事業所を含む。

ウ 平成17年度に5ヶ所の社会保険事務所を対象として開始した適用促進業務に係る市場化テストのモデル事業（平成18年度は104ヶ所の社会保険事務所に拡大。）の実施状況等を踏まえ、平成19年度は、全ての社会保険事務所に一般競争入札による民間委託を拡大するとともに、社会保険事務所においては、民間委託による適用促進を活用し、重点的な加入指導、職権適用の強化につなげる。

エ 社会保険事務局毎に適用促進への取組みに対する目標設定やその達成に向けた具体的な計画等を策定し、計画等に基づく確実な取組みを推進する。

オ 適用促進対象事業所情報・事蹟管理システムを活用し、未適用事業所の効率的かつ的確な管理や加入指導事蹟の継続的な管理等を実施する。

カ その他、船員保険については、地方運輸局等からの雇入公認申請書による船舶所有者情報、船員法適用船舶所有者名簿等を活用し、未適用船舶所有者を把握する。また、漁船被保険者に係る失業（保険）部門の適用について実態調査を実施する。

#### ② 適用事業所に対する指導及び事業所調査

ア 適用事業所の事業主に対し、被保険者等に係る届出を適正に行うよう指導する。特に、資格取得届の届出漏れ等が多くなる傾向にある卸売業、小売業、運輸業、飲食業、労働者派遣業、サービス業等の業種や短時間就労者、高齢就労者、外国人就労者等や賞与に係る届出の指導について、重点的に行う。



- イ 医療費の適正化を図る観点からも、被保険者資格喪失届等への確実な被保険者証の添付を指導する。
- ウ 適正な届出の指導が特に必要と見込まれる上記の就労者が多い事業所や、被保険者や関係機関からの情報等に基づき重点的な調査や賞与支払届を提出しない事業主に対する調査を実施する。
- エ 特に都道府県労働局との連携強化による請負労働者、派遣労働者及び外国人労働者の届出漏れ等の情報提供に基づく重点的な調査を的確に実施する。
- オ 解散や休業を理由とする全喪届受付時に、当該事実を確認する添付書類を求めするなど事業実態の的確な把握に努め、違法な脱退を防止する。
- カ その他、船員保険独自の取り組みとして、地方運輸局等からの雇入公認申請書による船員情報を活用し、適正な届出の指導を行う。
- キ 「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、事業主の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、特に適用関係6手続（資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届及び厚生年金保険被保険者住所変更届）について、平成20年度までに届出全体の25%以上が磁気媒体届書作成プログラムを利用した電子申請により行われるよう、利用促進に係る取組を実施する。

		19年度計画	17年度実績
計画数値	・新規適用事業所数		
	厚生年金保険	前年度を上回る	66,087所
	政府管掌健康保険	前年度を上回る	65,010所
	船員保険	前年度を上回る	227所
	・訪問勧奨実施事業所数		
	厚生年金保険・政府管掌健康保険	行動計画で定める件数	53,129所
	・重点加入指導実施事業所数		
	厚生年金保険・政府管掌健康保険	行動計画で定める件数	4,013所
	・事業所調査効果件数		
	[資格得喪関係]		
	厚生年金保険	前年度を上回る	55,217件
	政府管掌健康保険	前年度を上回る	49,348件
	[標準報酬月額関係]		
	厚生年金保険	前年度を上回る	70,664件
政府管掌健康保険	前年度を上回る	67,443件	

	19年度見込	17年度実績	
見込数值	・全被保険者資格喪失事業所数		
	厚生年金保険	36,000所	45,223所
	政府管掌健康保険	35,000所	43,789所
	船員保険	200所	240所
	・適用事業所数		
	厚生年金保険	1,656,000所	1,648,101所
	政府管掌健康保険	1,525,000所	1,515,290所
	船員保険	6,100所	6,292所
	・賞与支払事業所数（年度延数）		
	厚生年金保険	1,906,000所	1,932,383所
	政府管掌健康保険	1,615,000所	1,645,961所
	船員保険	4,000所	4,099所
	・資格取得被保険者数		
	厚生年金保険	7,556,000人	6,904,641人
	政府管掌健康保険	5,028,000人	4,703,201人
	船員保険	26,000人	28,745人
	・資格喪失被保険者数		
	厚生年金保険	6,502,000人	6,375,211人
	政府管掌健康保険	4,590,000人	4,478,890人
	船員保険	32,000人	29,119人
	・被保険者数		
	厚生年金保険	33,569,000人	33,021,689人
	政府管掌健康保険	19,697,000人	19,156,318人
	船員保険	59,000人	64,834人
・被扶養者数			
政府管掌健康保険	16,283,000人	16,493,297人	
船員保険	92,000人	103,105人	

### (3) 基礎年金番号と被保険者記録の適正な管理

【目標】 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。

#### 【計画】

#### ① 基礎年金番号による適正な届出の周知

資格取得届及び住所変更届等の届書が基礎年金番号により適切に行われるよう、事業主に対して適正な届出の励行指導を行う。

#### ② 基礎年金番号の適切な払出し

被保険者資格の新規取得時に、二重付番が行われないよう、疑重複調査確認票による基礎年金番号の照会を徹底する。

また、年1回、氏名、性別、生年月日及び住所の4項目が一致する者を抽出して、重複付番者一覧表により重複付番の解消を行う。

#### ③ 基礎年金番号への過去記録の統合・整理等

平成9年1月の基礎年金番号導入時に、現在加入している制度以外に公的年金に加入したことがある旨を申し出いただいた方及び氏名、性別、生年月日の3項目による名寄せを行い、合計約1,818万件を対象に、平成10年度から18年度にかけて順次照会を行い、年金手帳記号番号の基礎年金番号への統合を進めてきた。

平成19年度以降は、④の取り組みの中で引き続き記録の統合を進める。

#### ④ 被保険者記録の適切な管理

年金個人情報提供の充実により事前に記録を確認していただく機会を拡大することにより、被保険者記録の整理に努める。

また、社会保険庁においては、年金記録に不安や疑問を持つ方に対し、ご本人の年金記録の確認や必要な調査に迅速に対応できるよう、平成18年8月21日から、年金記録相談の特別強化体制をとってきた。

年金記録は、年金制度への信頼の基礎となるものであることから、平成19年度も引き続き、適切な被保険者記録の管理に努める。

#### (年金個人情報の提供について)

##### ア 社会保険庁からのアプローチ

- ・ 58歳到達者に対する年金加入記録のお知らせ及び年金見込額の提供（平成16年3月～）
- ・ 裁定請求書の事前送付（ターンアラウンド）（平成17年10月～）
- ・ 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を活用した前年分の年金加入状況の提供（平成17年11月～）
- ・ ねんきん定期便（平成20年4月予定、一部先行実施）

##### イ お客様からのアプローチ

##### a インターネットによる年金個人情報の提供

- ・ インターネットによる年金見込額試算照会の受付を社会保険庁ホームページで行い、試算結果等を郵送により提供（平成16年1月～）
- ・ 厚生労働省電子申請・届出システムを利用し、個人認証（公的個人認証法に基づき都道府県知事が発行する電子証明書等）を活用して年金加入記録をインターネットにより提供（平成17年1月～）
- ・ 社会保険庁独自のID・パスワード認証方式により、年金加入記録を即時

に回答（平成18年3月～）

b 年金相談による対応

・ねんきんダイヤルによる被保険者記録照会

・社会保険事務所等の年金相談窓口における被保険者記録照会

## 2. 保険料等収納事務に関する事項

### (1) 国民年金の収納率の向上

【略】

### (2) 厚生年金・健康保険・船員保険の徴収対策の推進

【目標】厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。

〔数値目標〕・保険料収納率<sup>註</sup>

厚生年金保険：98.5%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

政府管掌健康保険：97.9%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

船員保険：92.1%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

・口座振替実施率

厚生年金保険：84%以上

政府管掌健康保険：85%以上

船員保険：57%以上

注) 上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定（繰越）額の合計額に対する当年度の収納額の割合

【計画】

#### ① 納期内納入の励行指導

ア 保険料の納め忘れの防止や納付手続きの簡素化を図るため、口座振替による保険料納付の促進を図る。

イ 残高不足等により口座振替不能となった事業所に対しては、再発防止の指導を行う。

ウ その他、インターネット等（マルチペイメントネットワークシステム）を利用した保険料納付も可能であることを周知する。

#### ② 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

ア 保険料納付の督促を早期に着手し、滞納保険料額が大きくなるうちに保険料の徴収を行う。

イ 滞納事業所の倒産、不渡情報等を早期に把握し、必要に応じて滞納処分の早期着手に努める。なお、滞納処分の実施にあたっては、十分に財産調査を行い、実効のある処分を行う。

ウ 長期又は大口となった滞納事業所等に対する滞納整理については、十分に対策を立て、計画的に実施する。

エ 社会保険事務局毎に徴収対策を計画的に実施するための具体的な取組計画を策定するとともに、中長期的な目標設定やその達成に向けた具体的な計画等を策定し、計画等に基づく確実な取組みを推進する。

オ 徴収調査支援システムの活用等による効率的な業務を実施するとともに、滞納処分の的確な実施の徹底を図る。

#### ③ 労働保険との徴収事務一元化の推進

ア 社会保険・労働保険徴収事務センター（平成15年10月に各社会保険事務所に設置）で実施している事務の更なる推進

a 届出の受付

社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新申告書及び社会保険と労働保険に共通する手続きの届出（7グループ19届出）の受付を行う。

b 事業所説明会の開催

社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新に関する事業所説明会を同時（3月又は4月）に開催し、併せて両保険の適用勧奨、制度改正周知等を実施

c 滞納整理の実施

社会保険と労働保険のいずれの保険料も滞納している事業所（共通滞納事業所）について、納付督促及び差押えなどの滞納処分は社会保険職員が労働保険についても実施

イ グループ申請（電子申請）の利用促進

・社会保険と労働保険の各種届出について、両制度共通の項目の入力が省略でき、一括で電子申請することができるグループ申請の利用促進を図る。（7グループ19届出）

		19年度計画	17年度実績
計画数値	・差押え実施事業所数 (実事業所数)	前年度を上回る	13,631件
	・滞納事業所数	前年度を下回る	105,545件
	・労働保険との 共通調査事業所数	前年度を上回る	1,385件
	・労働保険との 共通滞納事業所選定数	前年度を上回る	2,761件
		19年度見込	17年度実績
見込数値	・保険料等収納額		
	厚生年金保険	214,352億円	200,584億円
	政府管掌健康保険	67,495億円	65,676億円
	船員保険	584億円	639億円
	児童手当	1,944億円	1,334億円
	・保険料等調定額		
	厚生年金保険	217,961億円	203,577億円
	政府管掌健康保険	68,831億円	67,090億円
船員保険	637億円	694億円	
児童手当	1,949億円	1,341億円	

### 3. 保険給付事務に関する事項

#### (1) 年金給付の的確な実施

【略】

#### (2) 健康保険の医療費の適正化

【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。

【数値目標】 被保険者1人当たりレセプト点検効果額（資格点検を除く）

- |                |          |      |        |
|----------------|----------|------|--------|
| ・政府管掌健康保険：内容点検 | 806円以上   | 外傷点検 | 464円以上 |
| ・船員保険：内容点検     | 1,173円以上 | 外傷点検 | 868円以上 |

【計画】

#### ① 効果的かつ効率的なレセプト点検調査の実施

- ア 内容点検については、同一の被保険者又は保険医療機関に係る数か月のレセプトを突合し点検する縦覧点検を中心に実施する。
- イ 外傷性点検については、業務上及び第三者行為に該当するレセプトを的確に把握し給付費の返還を求める。
- ウ 点検対象レセプトの抽出についてはレセプト情報管理システムを活用し、効率的な実施に努める。
- エ 各地方社会保険事務局の保有するレセプト点検に関する情報を共有化し、より効果的な点検を行う。
- オ 保険医療機関からの請求内容について調査が必要な場合等については、保険医療機関等の指導監査担当部署にその情報を連絡するなど連携を密にする。
- カ 重複受診等については事業主及び被保険者に対し適切な受診を行うよう指導する。

#### ② 第三者行為保険事故に係る損害賠償請求権の迅速な行使

- ア 交通事故等による受診の場合については、第三者行為傷病届の届出を行うよう事業主及び被保険者に対し指導・啓発する。
- イ 債務者から納入されないまま時効により損害賠償請求権が消滅するおそれがある場合においては、時効の中断措置を講じる等の的確な債権管理を実施する。

#### ③ 医療費通知

被保険者等に対し12か月分を対象に計画的に医療費通知の送付を行う。また、レセプト審査の結果、医療費が減額され、被保険者等が支払った一部負担金に大きく過払いが生じた場合において、被保険者へお知らせする高額査定通知については適正に実施する。

#### ④ 高医療費地域における医療費適正化対策

- ア レセプト情報から事業所毎の医療費特性等の分析を行う。



イ 分析結果を基に内容点検における重点事項を定めるとともに、社会保険総合健康管理推進事業の重点的事項として、保健師を事業所に派遣し、事業主及び被保険者に対し健康管理及び健康づくり等の認識を喚起させるための指導を行う。

	19年度計画	17年度実績
計画数値		
・被保険者1人あたりレセプト点検効果額 健康保険（資格点検）	2,016円	2,016円
見込数値	19年度見込	17年度実績
・医療給付費 健康保険	36,751億円	35,173億円
船員保険	197億円	197億円
・医療費通知件数 健康保険	22,669,000件	22,335,657件
船員保険	62,000件	65,325件
・負傷原因照会件数	377,000件	371,062件
・求償件数 健康保険	124,000件	136,164件
船員保険	540件	619件
・求償決定額 健康保険	5,987,000,000円	7,440,237,334円
船員保険	33,000,000円	45,077,547円
・レセプト点検効果額総額 健康保険（内容点検）	15,746百万円	15,424百万円
（外傷点検）	9,065百万円	8,876百万円
（資格点検）	39,385百万円	38,607百万円

### (3) 健康保険の現金給付の適正化

【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。

【数値目標】 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。

・傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、埋葬料（費）、家族埋葬料：3週間以内

#### 【計画】

##### ① 迅速な決定

「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表し、問題のある点については改善のための対策を徹底する。（平成18年度における達成状況の公表は平成19年5月目途）

##### ② 高額療養費の未申請者へのお知らせ

医療費が高額になった方で高額療養費をまだ申請していない方に対する申請の案内通知について、支給見込額等をあらかじめ示し、サービスの向上を図る（ターンアラウンド方式）。

##### ③ 高額療養費の現物給付化の円滑な実施

平成19年4月以降、入院時の一部負担金の支払いが高額療養費の自己負担限度額を上回る者については、限度額適用認定書を医療機関等へ提示することにより、窓口での支払が自己負担限度額までとなっていることから、その交付申請がなされた場合、速やかに交付する。

##### ④ 適正な支給

ア 傷病手当金の支給に関し、療養内容について十分に審査を行い、その適正化を図る。

イ 柔道整復師の施術に係る療養費の支給に関し、施術内容について十分に審査を行い、その適正化を図る。

##### ⑤ 電子申請の利用促進

健康保険の給付に関する手続について、平成19年度以降「オンライン利用促進のための行動計画」に利用目標率を設定するとともに、利用促進のための取組を実施する。

		19年度見込	17年度実績
見込数値	・現金給付費		
	健康保険	5,844億円	5,321億円
	船員保険	55億円	54億円
	・被保険者1人当たり支給日数(傷病手当金)		
	健康保険	1.37日	1.41日
	船員保険	6.18日	6.19日

## 4. 年金相談等の充実に関する事項

【略】

## 5. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

### (1) 保健事業の実施

【目標】 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。  
特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行による特定健診・特定保健指導の義務化を見据えて、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。

〔数値目標〕・健診実施割合

政府管掌健康保険：34%以上（40歳以上の被保険者）

船員保険：39%以上（40歳以上の被保険者）

・事後指導：実施者数が前年度の実績を上回る

【計画】

ア 生活習慣病予防健診事業の実施

・一般健診（C型肝炎ウイルス検査を含む）等の実施

・健診機関毎の健診受診単価契約の実施

イ 社会保険総合健康管理推進事業の実施

・健康づくり指導講習会の開催等

・心の健康（メンタルヘルス）のための講習会、相談会等の事業を実施

・生活習慣病予防健診結果が「軽度異常」「要経過観察」と判定された者に対する保健師を活用した事後指導の実施

・健康管理意識の啓発、生活習慣に起因する糖尿病等の危険因子を有する者及び生活習慣病の指導管理を受けている者に対する保健師、健康運動指導士等による運動指導等の健康づくり事業等の実施

ウ 被保険者のニーズを踏まえ、生活習慣病予防対策を中心に、健診の受診者の拡大をはじめ、保健事業の充実を図る。

エ 医療費分析・他の保険者と共同した保健事業等を行うなど、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。

オ 平成20年4月から、すべての医療保険者に対し、40歳以上の被保険者等に対する特定健診・特定保健指導が義務づけられるため、特定健康診査等実施計画の策定や、当該実施体制の整備及び市町村等関係団体との調整を実施。

	19年度計画	17年度実績	
計画数値	・健診実施者数		
	健康保険(40歳以上被保険者)	3,633,240人	3,039,963人
	船員保険(40歳以上被保険者)	16,026人	15,493人
	・事後指導実施者数		
	674,103人	581,625人	

## (2) 保健・福祉施設事業の実施

【目標】 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。

### 【計画】

#### ① 年金福祉施設等

ア 年金の福祉施設、政府管掌健康保険の保養施設及び健康管理センター等については、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）において、中期目標等に沿って当該施設の譲渡等が進められているか把握する。

これらの施設の運営を委託している公益法人についても、その廃止を含めた整理合理化を進める。

イ 船員保険の福祉施設については、船員保険事業運営懇談会の検討結果等を踏まえて、引き続き整理合理化の具体的な進め方などの検討を行う。

### 【参考】

○RFOにおける平成18年度落札実績（平成19年1月31日現在）

落札物件数	72
落札価格	26,839百万円

○発足以来の落札実績（平成17年10月1日～平成19年1月31日）

落札物件数	81
落札金額	33,129百万円

○RFOにおける平成19年度実施計画（譲渡施設数の見込み）

施設数	90
物件数	147

#### ② 社会保険病院

社会保険病院については、平成15年度から平成17年度までの3カ年の経営改善計画の実施状況や収支状況、地域において担っている役割や病院機能等を総合的に勘案したうえで整理合理化計画を取りまとめる。

## 6. 業務全般に関する事項

### (1) 国民サービスの向上

- 【目標】・サービスの向上により、お客様の満足度を向上させる。  
・お客様の視点に立ったサービス実現のため、お客様への情報提供及びニーズ把握を推進し、サービスの改善に反映させる。

〔数値目標〕「お客様満足度」調査によるお客様満足度：前年同期以上

	19年1月	18年7月
年金相談窓口 (全体の満足度)	%	89%
年金相談以外の窓口 (全体の満足度)	%	84%

注) 数値はアンケート調査における5段階評価で「満足」及び「やや満足」の評価を得た割合。

#### 【計画】

- ① 分かりやすい情報提供  
【略】
- ② 窓口サービスの改善  
【略】

### ③ 分かりやすい通知書等への見直し

- ア 地域により様式及び添付書類が異なっていた各種届書について、全国的に統一した業務マニュアルの運用開始（平成18年10月～）とともに、様式等の統一化を図ったところであるが、更に、申請書類等を記入しやすくし、記載すべき内容がわかりやすいものとするため、年金受給者等の視点に立った各種申請書類等を見直しを行う。
- イ 通知書等を見直しに当たっては、「通知書等作成ガイドライン」に基づく見直しを行うとともに、社会保険庁LANを活用し、社会保険事務所職員等からの意見を反映させる。また、利用者の視点に立った見直しを進める観点から、各種通知書等に対するモニター会議を開催する。

### ④ 業務品質の向上及び標準化

- ア 全国的に統一した業務マニュアルの精緻化・拡充及び円滑な照会対応を図り、業務品質の標準化を推進する。
- イ 社会保険庁LANの活用等により、第一線の職員が蓄積してきた優れた業務ノウハウ等を把握するとともに、データベース化し、共有化を推進する。

### ⑤ 届出の省略

- ア 年金受給者に対するサービスの向上及び業務の効率化を図る観点から、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して生存確認を行うことにより、現況届の提出を省略（平成18年10月～）。
- イ 住民基本台帳ネットワークシステムを活用した国民年金・厚生年金の被保険者等の氏名・住所変更の把握（氏名・住所変更届の省略）に向けた検討を進める。

### ⑥ 電子申請の利用促進のためのインセンティブ措置

- ア 事業主が『磁気媒体届書作成プログラム』を利用して電子申請するに際して当該事業所の人事給与等システムを改修又は構築した場合、情報基盤強化税制等の税制上の優遇措置が受けられることについて周知を行う。
- イ 『磁気媒体届書作成プログラム』を利用した社労士代行申請の場合、事業主の電子証明書について、ID・パスワードに代替できることについて周知を行う。
- ウ 『磁気媒体届書作成プログラム』を利用した電子申請の場合、被扶養者（異動）届の磁気媒体届書作成プログラム化を踏まえ、健康保険被保険者証の交付に要する期間を短縮する。

### ⑦ 年金被保険者・受給者カードの検討

- 年金被保険者・受給者カードの導入について、省内関係部局と連携し、セキュリティの確保や技術開発等に要する経費等を考慮しつつ、カードの形態、機能等について幅広く検討を進める。

## (2) 予算執行の透明化

【略】

### (3) 広報活動の推進

【目標】 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。

〔数値目標〕 生徒に対する年金セミナーの実施率を全中学・高校数の35%以上とする。

#### 【計画】

#### ① 社会保険事業の効果的な広報

ア 適切な広報媒体を選定することにより、より効果的な広報の実施を図る。

- ・ 広報目的や対象に応じた広報媒体を活用した広報の実施
- ・ 効果測定を踏まえ、より効果的な広報媒体による広報の実施
- ・ 11月を「ねんきん月間」として設定し、国民年金保険料の収納対策や相談事業等と連動した広報活動を展開

イ 次のような施策目的に沿った周知広報を充実する。

- ・ 制度改正に伴う施行事務の円滑な実施のための改正内容の周知広報
- ・ 年金制度に対する不安・不信感を払拭するとともに年金制度の意義や役割及び保険料の確実な納付について、被保険者等に対する周知広報
- ・ 国民年金の保険料について、口座振替割引制度、低所得者の保険料の減免手続、学生及び若年者の納付猶予の手続、電子納付やコンビニ収納等についての周知広報
- ・ 健康保険、厚生年金等の適用の適正化及び適正な保険料収入の確保並びに保険給付の適正化のため、被保険者資格、被扶養者、報酬月額及び賞与額の適正な届出、保険料の納期内納入等について、事業主に対する周知広報
- ・ インターネットや磁気媒体（FD）による届出の普及促進を図るため、事業主等に対する周知広報
- ・ 適正受診等について、事業主及び被保険者等に対する周知広報
- ・ 政管健保の保険給付や健診・健康相談等の保健事業の実施などについて、ホームページに掲載するほか、被保険者に対してリーフレットなどにより、直接、周知する広報

ウ 社会保険委員、国民年金委員、社会保険労務士等の協力・連携による周知・理解の推進

エ 平成17年度から作成している「総合パンフレット」（国民年金のメリット、安心感などの訴求ポイントを分かりやすく解説）及び「目的別チラシ」（国民の多様な関心事項に的確に回答）の平成19年度版を作成し、これらの広報素材を元に、年金制度の意義役割の周知、年金制度に対する漠然とした不信感を払拭するための広報を展開する。

オ 平成19年度から、年金制度の仕組や必要な届出等について解説した「ねんきん被保険者のしおり」を作成して、年金手帳の交付時等に合わせて配布する。

カ 全国統一的な事務処理を原則とし、各種広報（パンフレット、チラシ等）を含め、現場において、実情に応じた異なる取扱いが必要な場合には、本庁に協議する方式を徹底する。

キ 社会保険庁ホームページにおいて、年金制度を解説したネット番組の配信や子供向けのキッズページ等を含め、わかりやすい広報を展開する。



② 年金教育の推進

- ア 学校における年金教育をより一層推進し、中・高校生を対象とした年金セミナーを順次拡充する（年金教育推進協議会を活用し、教育関係機関との協力・連携、教師向け、生徒向け年金セミナー実施校の拡大、年金広報専門員の活動の強化）。
- イ 文部科学省と連携し、学生に対する年金制度、学生納付特例手続の周知・広報等について、大学等に対し、必要な協力を依頼。
- ウ 大学生の公的年金制度への参加意識を醸成するため、年金制度に精通した大学教授等を講師として選任し、大学ごとに年金セミナーを開催する。
- エ 全国の地方社会保険事務局の主催により、地域に根差した公開講座（年金セミナー等）を定期的を開催し、年金制度等の意義や役割、保険料納付の重要性や給付面でのメリット等について周知啓発を実施する。
- オ 国民の教育について社会保険大学校の活用を図る（平成17年4月～）。
  - ・企業内研修や自治体・学校・地域における研修等の活用に資するため、研修教材の社会保険庁ホームページへの掲載
  - ・地方社会保険事務局による公開講座（一般国民に対する年金セミナー等）の開催に対する講師派遣等の支援
- カ 11月の「ねんきん月間」の活動に合わせて、中学生等を対象とした年金作品コンクールを全ての社会保険事務局で実施するとともに、全国ねんきん作品コンクールを実施する（各都道府県の優秀作品の中から長官表彰を行う）。

		19年度計画	17年度実績
計画数値	・ ホームページアクセス数	6,500万件	6,093万件
	・ <u>新聞広報の接触率</u>	前年度を上回る	30.1%
	・ 年金セミナー 中学・高校生対象	35%	28.7%
	<u>大学生対象</u>	前年度を上回る	22校 (18年度見込み)

(4) 個人情報の保護及び情報の公開

【目標】 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。

【計画】

① 個人情報保護

- ア 個人情報保護のため、引き続き、端末操作に必要なカードによる厳重な管理、社会保険庁保有個人情報保護管理規程の職員への徹底、アクセス内容の監視、個人情報にかかわる業務を委託する場合における厳格な委託先の選定と業務の監督等を行う。
- イ 平成17年4月から施行された行政機関個人情報保護法に基づき、開示請求や訂正請求について本庁及び社会保険事務局に置いた窓口で対応する。
- ウ 平成17年度から政府管掌健康保険において年2回実施している医療費通知に併せて、行政機関個人情報保護法等に基づいてレセプトの開示請求が可能である旨及びその手続き等について被保険者に情報提供する。
- エ 全職員を対象として個人情報保護に関する研修を行うことなどにより、個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現する。

② 情報の公開等

- ア 情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）に基づき、情報の公開を行う。
- イ ホームページ等により、社会保険庁の事業運営状況や予算執行の状況等について公表し、情報提供の充実を図る。

		19年度計画	17年度実績
計画数値	・個人情報保護研修受研率	100%	100%
		19年度見込	17年度実績
見込数値	・レセプト開示件数	8,000件	5,879件
	・情報公開法に基づく開示請求件数		
	本庁分	39件	55件
	地方分	7,575件	3,989件

## (5) 社会保険オンラインシステムの見直し

【目標】社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、見直しを実施する。

### 【計画】

#### ① 5年間の業務・システム最適化計画の実施

社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、平成18年度から平成22年度までの5年間で、

- ア サーバを中心とした柔軟性のあるシステム構成への刷新
- イ データセンターの機能統合などによりシステム運用経費を削減
- ウ 原則、一般競争入札による調達
- エ ハードウェア・ソフトウェアの分離調達などにより、費用構造の透明性を強化
- オ システム部門の組織強化、システム調達に関する専門知識の共有、業務研修の充実により管理運営機能を強化
- カ バックアップセンターの検討や個人情報保護対策などにより安全性・信頼性を確保
- キ 過去に行ったソフトウェア開発経費（いわゆる残債）の返済
- ク 初期コスト約1,150億円を投入し、刷新後は年間運用コストを35%程度（約300億円）削減を実施し、オンラインシステムの刷新を図る。

#### ② 平成19年度の取り組み

ア 新規オープンシステムの構築については、平成18年度に次の5つに分割して調達を行った基本設計を踏まえ、詳細設計に着手

- ① 適用業務ソフトウェア
- ② 徴収業務ソフトウェア
- ③ 給付(受付・通知等)業務ソフトウェア
- ④ 支援系システム業務ソフトウェア
- ⑤ 基盤ソフトウェア及び全体開発管理

イ 端末設備のオープン化を図るためのハードウェア調達

ウ 記録管理システム及び年金給付システムで使用している業務サーバの集約

## (6) 組織の改革

【目標】 社会保険庁における内部統制（ガバナンス）の強化や事業管理の確保等を図り、また、組織及び人員配置の地域間の格差を是正し、業務に応じた最適配置を図る。

### 【計画】

#### ① ガバナンスの強化

##### ア 本庁による全国統一的な業務管理

- ・全国的に統一した業務マニュアル（平成18年10月～）の精緻化・拡充
- ・全職員が随時、検索や閲覧ができる情報システム化の推進
- ・職員からの職務遂行上の疑問等に係る照会について、迅速に対応ができる仕組みの整備
- ・現場からの内部改善提案制度や、国民からの苦情、事件事故を本庁に集約し、分析の上で地方に改善方策を徹底させる機能の強化
- ・社会保険事務局・事務所ごとに定められている事務処理規程の廃止及び全国統一的な事務処理規程の策定・実施

##### イ ブロック単位での広域的な取組の推進

- ・社会保険庁訓令によりブロック内の調整を担当する事務局（ブロック担当事務局）を位置づけて、ブロック単位の活動を推進（平成18年4月～）
- ・地方社会保険監察官について、ブロック担当事務局に集約配置し、本庁による直接の指揮監督の下、監察を実施（平成18年10月～）
- ・事務所長以上の地方幹部の人事及び人事評価について、ブロック担当事務局長による調整を位置づける（平成19年4月～）。
- ・大学校やブロック担当事務局と連動したブロック単位研修の実施
- ・事務局ブロック化に向けて、段階的なブロック単位の活動を行うための体制作り

##### ウ 数値による事業管理の推進

- ・数値による目標や計画を盛り込んだ社会保険事業計画の実施と実績評価
- ・国民年金保険料収納に係る行動計画（アクションプログラム）

##### エ 管理職員のリーダーシップ・マネジメント力の向上

- ・管理職員にふさわしい人材の登用
- ・各組織における上司と部下の対話ミーティング
- ・管理職員に対する研修

##### オ コンプライアンス（法令遵守）の推進

- ・法令遵守について職員が通報できる内部通報制度（平成16年10月～）
- ・外部（職員以外の者）からの法令違反通報窓口（平成18年6月～）
- ・通報への対応や防止策を検討する社会保険庁法令遵守委員会
- ・各社会保険事務局の法令遵守委員会（平成18年7月～）
- ・研修その他の継続的かつ自主的な取組を推進する法令遵守推進者（平成17年2月～）
- ・社会保険大学校、各社会保険事務局及び社会保険事務所で行う研修における社会保険事業に携わる使命感の涵養、業務に即した法令遵守研修の充実
- ・事例集や事故リストを題材とした研修資料の活用
- ・法令遵守の理念・チェックポイントを職員が携帯（「見える化」の実施）

##### カ 開かれた組織運営

社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図る。

- ・本庁に「社会保険事業運営評議会」を設置（平成16年度～）

- ・地方社会保険事務局に「サービス改善協議会」を設置（平成17年度～）
- キ 監察機能の強化
- ・事務所監察においては、不適切な業務処理の早期発見と是正を重視した適正検査の充実
- ・専門的知識を有する特別社会保険指導官の外部からの任用
- ・事務所等に対して、事前通告なしの業務監察を実施
- ・特定の分野の監察については、外部委託を実施

## ② 人事政策の改革

- ・事務局・事務所の幹部人事について、事務局推薦による方式を改め、本庁主導に移行
- ・年功序列や地域の事情にとらわれない能力本位で、広域的な人事
- ・事務局長等の事務局幹部について、全国的視野に立った事業運営を行い、改革の推進等に常にリーダーシップを発揮できる者を積極的に登用
- ・幹部職員の育成のため、高い実務能力や専門性を備えさせるため、若いうちから第一線での配置等
- ・事務所長等の任用について、能力本位、人物重視を徹底し、都道府県域を越えた人事異動を積極的に推進するとともに、本庁及び他事務局における勤務経験を重視
- ・事務所長等の地方幹部について、組織管理能力、業務遂行能力やリーダーシップ等に長けた民間人材の登用を実施
- ・有能な管理職を育成・登用するための計画的な人事ローテーションや、昇任と合わせた研修制度を実施
- ・各職員を「適用」、「保険料徴収」、「給付」、「年金相談」、「システム開発」、「業務指導」等の部門を幅広く経験させた上で、その適性を見極め、いずれかの部門の卓越した知見を有する専門家・熟達者として養成する計画的な人事配置
- ・システム開発部門に従事する職員について、ITガバナンスの強化を図るため、民間からの中途採用等の人材の育成
- ・本庁と地方との間の人事異動の拡大
- ・地方職員の本庁主要ポストへの登用の拡大
- ・ブロック内異動を中心とした事務局間の人事異動の拡大
- ・本省と社会保険庁との人事交流の推進
- ・他府省と社会保険庁との人事交流の実施

## ③ 人材の育成

- 業務の質（サービス品質）の向上等のため、戦略的な人材育成を推進する。
- ・本庁と各事務局ごとに研修計画を策定する。各事務局は地方社会保険事務局研修ガイドラインに基づき、研修を実施する。
  - ・社会保険大学校において、質の高い研修を行うとともに、必要に応じて職員の専門知識の把握について試験を行い、その成績を任用に活用する。
  - ・非常勤職員に対する研修体制の整備
  - ・年金サービスに従事する全ての職員が、年金制度の意義・役割等を十分に伝えることができるよう、引き続き職員教育を徹底する。
  - ・社会保険事業の中で重要課題となっている業務に携わる職員を中心として、業務知識等のレベルアップを図る観点から、社会保険大学校による通信研修を実施する。

#### ④ 人事評価制度の本格実施

人事評価制度について、試行実績を踏まえ、全職員を対象として本格実施する。

#### ⑤ 職員の意識改革の推進

ア 事務局・事務所ごとの主要な事業の取組状況について、逐次、組織内で公表するとともに、年間の事業実績を評価し、高い実績を挙げたものについて長官表彰を行う「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施する。

イ 内部改善提案制度（平成16年10月～）により、日々の業務に携わる職員からの改善提案や、各地域における工夫や成果の相互交流を活発に行い、内部からの改革を推進する。

ウ 不適正事務処理等の端緒情報を担当者レベルから速やかに幹部や他の職員と共有し、これに基づき的確な対応ができるよう、組織内の日常的な業務執行ルールを徹底する。

エ 法令遵守・公務員倫理・個人情報保護・接遇等について、本庁、社会保険業務センター、社会保険大学校及び各社会保険事務局等において職員研修を実施する。

#### ⑥ 人員の最適配置及び事務所等拠点の見直し

ア 人員配置の地域間格差を是正し、最適な人員資源の配分を実現するため、平成17年度より3か年で実施してきた人員配置の見直し計画について、19年度において完了する。

イ 内部ガバナンスの強化及び業務体制の充実を図るための本庁の体制強化を図る。

ウ 国民年金保険料の収納体制の強化を図るための大幅な人員シフトを行う。具体的には、平成18、19年度の2か年で、国民年金保険料の強制徴収のための人員を1,000人増員する。

エ 社会保険事務所等の配置のアンバランスを是正するため、管轄人口等を踏まえ、首都圏1都2県において、事務所の統合・分割（3増3減）を実施する。

オ わかりやすく効果的な組織づくりを図るため、社会保険事務所の内部組織の標準化を順次進める。

カ 社会保険事務所の庶務課業務の効率化を進める。

#### ⑦ 業務の集約化及び外部委託の拡大

ア 健康保険・厚生年金保険・国民年金適用業務、国民年金保険料業務、健康保険給付業務及び年金給付業務の入力業務等について、事務局単位での集約化を図るとともに、外部委託化を推進する。

イ 新規裁定受給者に送付する年金証書の発送業務について、外部委託化を推進する。

ウ 未適用事業所の適用促進業務について、全国の社会保険事務所で外部委託を実施する。

エ 国民年金保険料収納業務について、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札の対象業務として、95カ所の社会保険事務所へ拡大し実施する（平成18年度：35カ所）。

#### ⑧ 社会保険庁LANによる情報共有の充実・効率化

平成20年4月の社会保険庁LANの更改に向けた準備を進めるとともに、社会保険業務用端末を社会保険庁LAN端末としても利用できるようにすることで、社会保険庁LAN端末の一人一台化を実現し、情報共有の充実・効率化を図る。

## (7) 政府管掌健康保険の公法人化を見据えた体制づくりの推進

【目標】平成20年10月の全国健康保険協会の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の被保険者等の意見を反映した効果的な保健事業や情報提供の充実など被保険者サービスの向上を図るとともに、協会に業務を移管するための検討・準備を進める。

### 【計画】

#### ① 被保険者等の意見を反映した事業運営の推進

ア 政府管掌健康保険に関する広報・情報提供について、都道府県毎の運営状況や公法人化に関する情報も含め、その充実を図る。

イ 政府管掌健康保険の健康保険事業について、都道府県毎に事業主・被保険者から構成される懇談会を開催し、必要な情報提供を行うとともに、被保険者等からの意見を踏まえ、地域の実情を踏まえた事業運営を推進する。

ウ 健康保険事業について、広報、相談、各種事業の推進、モニターなど、健康保険事業に協力していただく被保険者を委嘱する健康保険委員（健康保険サポーター）制度を実施する。

#### ② 政府管掌健康保険の公法人化を見据えた業務改革の推進

ア 健康保険給付、任意継続被保険者業務については、都道府県単位で、郵送の受付・審査・入力・決定・支払等の業務の集約化を推進するとともに、全国的な業務の標準化や外注化を推進する。

イ 健康保険給付業務について、サービススタンダードの遵守を徹底するとともに、入院に係る高額療養費の現物給付化等の新たなサービスの周知徹底を図り、被保険者サービスの充実を図る。また、保険給付の申請等については、郵送や電子申請により、被保険者等が社会保険事務所に来所しなくても手続きが完結できる環境整備を図る。

#### ③ 保健事業の充実

保健事業については、地域の実情を踏まえ、健診の受診率や事後指導の実施率の向上を図るとともに、平成20年4月からの特定健診・特定保健指導の実施体制の整備を進める。（詳細は、「5. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項」の「(1) 保健事業の実施」を参照）

#### ④ 医療費適正化対策の推進

政府管掌健康保険の公法人化に伴う都道府県単位の財政運営を見据え、さらに効果的かつ効率的なレセプト点検の推進を図るとともに、地域の医療費の分析の充実など、医療費適正化対策の推進を図る。（詳細は、「3. 保険給付事務に関する事項」の「(2) 健康保険の医療費の適正化」を参照）

#### ⑤ 全国健康保険協会システムの開発

社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、全国健康保険協会の健康保険業務システム等の開発を進める。

⑥ 業務の移管等の検討・準備

政府管掌健康保険の公法人化に伴う業務の移管を円滑に行うことができるように、業務の移管に関する計画の策定等、必要な検討・準備を進める。